

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月及び11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月及び11年1月

私の国民年金保険料については、私の妻が夫婦二人分をまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料は納付したはずだとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和60年5月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人及びその妻のオンライン記録によると、平成10年及び11年における申立人夫婦の国民年金保険料収納年月については、ほぼ夫婦同一に納付している記録となっているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるところ、その妻は、申立期間は納付済みとなっている上、申立人は当該期間の前後に保険料の未納は無く、申立人が2か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、48 年 4 月から同年 9 月までの期間、53 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 43 年頃から夫と同居を始め 45 年に入籍した。国民年金保険料は私が夫の分も全て納付してきた。結婚した後、A 区役所から過去の未納分の保険料を納付するようにとの通知があった時もまとめて納付した。

両親からも国民年金保険料は納付するようと言われており、真面目に納付してきたのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、時期は覚えていないが、A 区役所から過去の未納分の国民年金保険料を納付するようにとの通知があった時にまとめて納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 49 年 5 月頃に払い出されたと推認され、同年同月頃は第 2 回特例納付の実施期間中であり、申立期間①の保険料を納付することは可能である上、オンライン記録によると、申立期間①の直前の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び申立期間①直後の 46 年 4 月から 48 年 3 月までの期間は、第 2 回特例納付により納付された記録となっており、申立

期間①の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には「39. 4－41. 3 カンプ」と記載されていることから、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの間の国民年金保険料が還付されたと解される^{ところ}、オンライン記録では 39 年 4 月から 40 年 3 月までが納付済み、同年 4 月から 41 年 3 月までが未納と記録されており、行政の記録管理に齟齬がみられる。

- 2 申立期間②については、申立人は国民年金保険料を未納とした覚えは無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり、昭和 49 年 5 月頃に払い出された^{と推認される}ことから、申立期間②は遡って保険料を納付することが可能な期間であり、申立期間②直後の 48 年 10 月から 49 年 3 月までの保険料を遡って納付しているのに、6 か月と短期間の申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。
- 3 申立期間③及び④については、申立人は国民年金保険料を未納とした覚えは無いとしているところ、申立期間③及び④前後の期間は納付済みである上、申立人がそれぞれ 6 か月と短期間である申立期間③及び④の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年8月11日）及び資格取得日（昭和43年9月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月11日から同年9月21日まで

昭和43年4月1日に株式会社B（現在は、C株式会社）に入社し、同社のAで3年間継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

しかし、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録及び複数の同僚（9人）の供述から、申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたと認められる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様にD職として勤務していた同僚6人について、申立人と同日（昭和43年8月11日）に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人の当時の上司は「株式会社Bでは、昭和43年8月頃に、各事業所のD職担当者を本社で一括管理する試案が持ち上がった。1か月ぐらいでこの試案が撤回された。もちろん社員に異動や転勤は無かった。」と供述している。

さらに、同僚のうち4人が、毎月の給与は、株式会社B本社から送金され、管理職が給料明細書と照合して支給しており、保険料が控除されてい

ない月は無かった旨の供述をしている上、別の同僚1人は、日本年金機構が発行した標準報酬月額と標準賞与額の月別状況の写しを提出し、「申立人と一緒に入社し、勤務していた。給料から、毎月変わらずに厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

加えて、申立人及び申立人と同様に空白期間のある同僚のうち、供述が得られた3人は、厚生年金保険料を返還された記憶は無いとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について継続して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C株式会社に係る人事資料等を管理しているE株式会社では、申立期間当時の人事資料等が保存されていないため、事業主が保険料を納付したか否かについては不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主はオンライン記録のとおり被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格喪失日を平成11年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月28日から同年3月1日まで
平成8年頃にB株式会社（本店所在地：C市）に入社し、11年10月頃まで勤務したが、申立期間の記録が抜けている。A有限会社という会社に転籍になっていたことは知らなかった。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳に係る申立期間を含む前後の期間の給与振込の記録及びD有限会社（本店所在地：E市）並びにA有限会社の元事業主の供述から、申立人は申立期間及びその前後の期間にA有限会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、自身がB株式会社に入社時から退職時までの期間、継続的に勤務していたとするが、オンライン記録によれば、申立人は、平成8年2月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得後、10年6月1日に資格を喪失し、同日付けでA有限会社に係る資格を取得、11年2月28日に同社に係る資格を喪失後、B株式会社が再度厚生年金保険の適用事業所となった同年3月1日付けで同社に係る資格を取得していることが確認できる。

なお、申立期間を含む前後の期間について、給与振込者は前述の預金通帳の給与振込記録から、「F」となっていることが確認できる。

この点について、商業登記簿の記録によれば、D有限会社の代表取締役は、同社をE市で設立後、同じくE市を本店所在地とするA有限会社及びC市を本店所在地とするB株式会社を設立して代表取締役に就任し、さらに、両社の取締役であった人物が、G株式会社の代表取締役となっていることが確認できる上、D有限会社の元事業主は、「D有限会社、B株式会社、A有限会社及びG株式会社は関連会社だった。申立人がどのような経緯で転籍したかは不明であるが、同じ場所で継続して勤務していたものと思う。H地にあったB株式会社とG株式会社は、社会保険事務を含め、管理全般をG株式会社の代表取締役に任せていたので不明である。」と供述していることから、申立人は、自身がB株式会社に継続的に勤務していると認識していたものの、平成10年11月以降は同社の関連会社であるG株式会社の名義で給与が支給され、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていた期間は、A有限会社において厚生年金保険に加入し、11年3月1日付けでB株式会社に係る被保険者資格を再取得したことがうかがえ、当該期間については保険料も継続的に控除されていたものと考えられることに不自然さは無い。

なお、オンライン記録によれば、B株式会社は、平成11年3月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同日に申立人は同社に係る被保険者資格を取得していることから、本来、A有限会社は申立人の被保険者資格を同日に喪失させるべきであったものを、誤って資格喪失日を同年2月28日として届け出た可能性が高い。

以上のことを踏まえると、申立人のA有限会社に係る被保険者資格の喪失日を、平成11年3月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA有限会社に係る平成11年1月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は資格喪失日を平成11年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年2月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②及び③に係るA株式会社（後に、B株式会社に社名変更し、現在は、C株式会社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、昭和29年9月1日の資格喪失日、同年11月1日の資格取得日、30年3月30日の資格喪失日、31年5月20日の資格取得日、さらに、申立期間④に係るB株式会社における厚生年金保険被保険者記録のうち、35年8月23日の資格喪失日及び36年2月1日の資格取得日を取り消し、各申立期間の標準報酬月額記録を29年9月及び同年10月は1万円、30年3月から31年4月までは1万2,000円、35年8月から36年1月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から28年11月1日まで
② 昭和29年9月1日から同年11月1日まで
③ 昭和30年3月30日から31年5月20日まで
④ 昭和35年8月23日から36年2月1日まで

昭和27年11月1日にA株式会社に入社し、当該事業所は、その後、B株式会社、続いて、C株式会社に社名変更したが、62年9月30日付けで定年退職するまでの間、継続して勤務した。申立期間①、②及び③については、D地のE現場でF業務のリーダーとして、申立期間④については、本社G部で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、申立人は、健康保険厚生年金保険

被保険者名簿によると、A株式会社において、昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年9月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得し、30年3月30日に再度資格を喪失後、31年5月20日に再々取得し、32年2月27日に再々喪失した後、同日において、B株式会社（A株式会社が社名変更）において資格を取得し、35年8月23日に資格を喪失後、36年2月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②、③及び④における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②及び③においてはA株式会社に、申立期間④においてはB株式会社に、それぞれ正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間②及び③当時、申立人と同じE現場のリーダーであった元同僚は、「申立人の申立期間②及び③当時、自分は、E現場のH業務のリーダーとして勤務していたが、申立人はF業務のリーダーとして勤務していた。当時、正社員は全員厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた。」と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間②及び③において継続していることが確認できる。

さらに、申立人は、勤務は昼夜二交代制であったと供述しているところ、申立人と逆の勤務時間帯で同一業務に従事していた元同僚（以下「I同僚」という。）は、当初、申立人と同様に昭和29年9月1日から同年11月1日までの期間（申立期間②）及び30年3月30日から31年11月1日までの期間（申立期間③を含む。）の厚生年金保険の加入記録が欠落していたが、同じく正社員で同一業務に従事していた元同僚に厚生年金保険の加入記録があり、複数の元同僚がI同僚の正社員としての継続勤務を証言していることなどを理由にあっせんとなり、記録が訂正されている。

加えて、申立期間④当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び住所の確認できた5人に同僚照会したところ、4人から回答を得ることができ、回答のあった4人全員が申立人の申立期間における継続勤務を供述するとともに、「申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している上、これら当該同僚全員の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間④において継続していることが確認できる。

以上のことから、申立期間②、③及び④当時、当該事業所において、正社員として継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②、③及び④における標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和29年8月、30年2月、35年7月の記録及び申立人と同世代で同一業務に従事していた元同僚の記録から、29年9月及び同年10月は1万円、30年3月から31年4月までは1万2,000円、35年8月から36年1月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③及び④の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立期間②、③及び④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年11月1日であり、当該事業所が適用事業所となる前の期間である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号「*」は、その払出票により、昭和28年11月10日にA株式会社に払い出された「*」から「*」までの連番のうちの一つであり、払出しを受けた申立人を含む9人は、いずれも同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立人の「*」に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人はA株式会社において昭和28年11月1日に被保険者資格を取得している記録となっており、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

加えて、申立人が自分よりも先に入社したとして氏名を挙げた複数の元同僚の当該事業所における被保険者資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日であり、当該事業所は、同日に申立人を含む正社員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行ったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年6月から同年12月までは18万円、3年1月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは30万円、同年10月から7年7月までは32万円、同年8月から8年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月21日から9年11月28日まで
平成2年6月21日から株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は当時の給与支給額と相違した記録となっている。給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年6月から同年12月までは18万円、3年1月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは30万円、同年10月から7年7月までは32万円、同年8月から8年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年11月28日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、申立期間における標準報酬月額は、9万2,000円に訂正されていることが

確認できる。

また、複数の元役員が、「総務部門には、総務担当と経理担当があり、申立人は総務担当に所属し、B職社員の業務補助が日常業務であった。社会保険を含む経理全般については、事業主が全権限を持っており、全てに関して経理担当社員に指示を出し行っていた。事業所は、平成9年当時、業績が悪化していたので、退職時の給与は支給されなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年6月から同年12月までは18万円、3年1月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは28万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは30万円、同年10月から7年7月までは32万円、同年8月から8年9月までは36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月は41万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 12 月から 10 年 2 月までは 32 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 3 月 1 日より後の同年 3 月 2 日付けで、申立人を含む役員 5 人全員の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、申立期間における標準報酬月額は、9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚から、「申立人は、営業担当の役員であり、B業務を担当していた。経理事務に関しては、事業主が一人で行っていたので、申立人は経理事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

さらに、株式会社Aに係る滞納処分票には、「入電（社長）」、「面談（社長）」との記述があることから、代表取締役が滞納保険料の処理を担当していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理

由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年12月から10年2月までは32万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年3月15日まで

昭和40年4月1日から株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が41年3月15日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者証により、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む9人の被保険者の記録において、昭和40年10月1日の定時決定の記録が確認できるにもかかわらず、資格取得日が当該定時決定よりも後の日付に訂正されており、訂正前の資格取得日は、全員が同年4月1日であることが確認できる。

さらに、当該9人のうち申立人を含む6人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年4月1日と記載されていることから、全員が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、当該9人の被保険者資格取得日は、昭和40年4月1日と記載されており、訂正等の形跡は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理

を行う合理的な理由は無く、上記被保険者資格取得日に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、事業主は、申立人が昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる取得日訂正前の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①は30万円、申立期間②については、平成17年1月から同年5月までを30万円、同年6月を32万円、同年7月から同年9月までを30万円、同年10月を32万円、同年11月及び同年12月を30万円、申立期間③については、18年1月から同年5月までを30万円、同年6月を32万円、同年7月を30万円、同年8月を32万円、同年9月及び同年10月を30万円、同年11月を32万円、同年12月から19年4月までを30万円、同年5月及び同年6月を32万円、同年7月を34万円、同年8月から20年5月までを32万円、同年6月を34万円、同年7月及び同年8月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年1月1日まで
② 平成17年1月1日から18年1月1日まで
③ 平成18年1月1日から20年9月1日まで

ねんきん定期便の申立期間の標準報酬月額と保険料納付額が、実際の給与金額、保険料控除額と違って低くなっている。この期間の給与は、少しずつ上がってはいても、下がったことはなかった。一部期間の給与資料しかないが、会社の担当者も誤りを認めており、申立てが認められれば、訂正に応じるとしているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、事業主は、申立期間①、②及び③において、一定額（2万475円）の厚生年金保険料控除を行っていたとするが、その控除額は、申立期間の前の平成13年10月から14年9月までの期間に届け出られている標準報酬月額に基づく保険料額及び事業主が申立人を通じて提出した申立期間③に係る賃金台帳において確認できる保険料額と同額であることから、事業主は申立期間①、②及び③を通じて、一定額の保険料控除を行っていたと認められる。

- 2 申立期間③の標準報酬月額については、事業主が申立人を通じて提出した賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成18年1月から同年5月までを30万円、同年6月を32万円、同年7月を30万円、同年8月を32万円、同年9月及び同年10月を30万円、同年11月を32万円、同年12月から19年4月までを30万円、同年5月及び同年6月を32万円、同年7月を34万円、同年8月から20年5月までを32万円、同年6月を34万円、同年7月及び同年8月を32万円とすることが妥当である。
- 3 申立期間②の標準報酬月額については、事業主が申立人を通じて提出した給与額表において確認できる報酬月額と、事業主が行っていたと認められる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額から、平成17年1月から同年5月までを30万円、同年6月を32万円、同年7月から同年9月までを30万円、同年10月を32万円、同年11月及び同年12月を30万円とすることが妥当である。
- 4 申立期間①について、賃金台帳等はないが、A信用金庫B支店から提出された申立人の預金口座の記録によれば、当該期間の給与振込金額は、ほぼ一定額であることが認められる。

また、事業主は、申立期間において、申立人の給与を下げたことはなく、給与ソフトを固定していたため、社会保険料控除額は一定であったとしていることから、申立期間における申立人の給与支給額は、ほぼ一定額であったと推認される。

一方、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により、申立期間①の前の平成13年10月から14年9月までは30万円であったことが認められるところ、上記3の申立期間②において、17年1月から同年5月

までは 30 万円であることが妥当と認められることから、申立期間①における申立人の報酬月額、標準報酬月額 30 万円に相当する金額であったことが推認される。

したがって、事業主が行っていたと認められる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額と、上記で推認される標準報酬月額 30 万円に相当する報酬月額から、申立人の標準報酬月額を 30 万円とすることが妥当である。

- 5 申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、一定額の厚生年金保険料を控除していたと供述しており、また事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成4年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年5月1日まで
申立期間は、株式会社Aに勤務し、給料を支払われていたため厚生年金保険の被保険者であったはずである。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成4年2月28日から同年3月29日までの期間について、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから、当該事業所で同年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も、継続して同社に勤務していたことが推認できる上、申立期間のうち同年4月2日から同年4月28日までの期間において、申立人の株式会社Bに係る雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、当時の財務担当者及び複数の同僚は、申立事業所である株式会社Aは、株式会社B及び株式会社C（申立期間直後に勤務。）と関連会社であると証言していることから判断すると、申立人が申立期間において株式会社A及び関連会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成4年2月28日に株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失しているものの、その後も継続して同社及び同社の関連会社に勤務した複数の同僚から提出された申立期間に係る給与明細書において、株式会社Aから支給されている給与から厚生年金保険料が控

除されていたことが確認できることから、申立人についても、当該同僚と同様に、申立期間の厚生年金保険料の控除がなされていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年2月28日の被保険者資格喪失時の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から保険料を納付したか否かについての回答は無いが、申立期間において株式会社Aは適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年4月から20年8月までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、平成21年4月の標準報酬月額の記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成21年4月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から21年5月1日まで
年金記録を確認したところ、A市に所在した株式会社Bにおける標準報酬月額は、平成18年4月にそれまでの28万円から11万円に減額されていることが分かった。給与は、減額する旨の説明はされたことはないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成18年4月から20年8月までについては、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、20年4月10日付けで18年9月1日及び19年9月1日の定時決定記録を取り消し、18年4月に遡って11万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、同日付けで、当該事業所の同僚10人の標準報酬月額についても遡及して標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できるところ、回答のあった複数の同僚は、「給与の減額は無かったし、社

会保険料も減額になった記憶は無い。」と供述している。

さらに、滞納処分票により、当該事業所は、平成 17 年から社会保険料を滞納し、申立期間当時においても同保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、28 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成 21 年 4 月については、当該事業所に係る給与明細一覧表により、申立人のオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る厚生年金保険料（18 万円に相当する額）が控除されていることが認められることから、同年 4 月の標準報酬月額の記録を 18 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成 20 年 9 月から 21 年 3 月までについては、オンライン記録により、20 年 9 月 1 日定時決定（同年 11 月 19 日処理）は 11 万円であることが確認できるところ、年金事務所は、「再三の督促にもかかわらず株式会社 B から同年の算定基礎届の提出が無かったため、法に基づき平成 20 年の定時決定は前年の標準報酬月額を引き継ぎ、保険者算定を行った。」と回答しており、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、事業主からは、申立ての事実についての供述が得られない上、複数の同僚は、「平成 18 年頃から給与明細書は交付されなかった。給与の遅配、一部未払いもあったので、保険料の控除については分からない。」旨の回答をしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成 20 年 9 月から 21 年 3 月までの期間については、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については30万3,000円、申立期間②、③及び④については23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 7 月 11 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日
④ 平成 20 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて申立期間に支払われた賞与4回分の記録が無い。申立期間に係る賞与の支払明細書を提出するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④については、申立人が提出した賞与支払明細書及び有限会社Aが提出した賃金台帳により、申立人は当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は30万3,000円、申立期間②、③及び④は23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続が漏れたとして平成24年4月18日に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉国民年金 事案 4903 (事案 4116 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで
昭和 59 年 9 月から臨時採用の職員として勤めていた申立期間については、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたが、その期間が未加入となっている。私と同様に母が保険料を納めていた姉は、臨時採用期間の国民年金の記録が抹消されていたが記録が回復されており、私も姉同様に記録が抹消されたに違いない。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているが、その母は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、保険料を納付していたことを示す関連資料も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな証拠及び証言は無いものの、委員会の判断の理由に納得できないとして申し立てしているところ、当委員会は、申立人が主張している申立期間における国民年金手帳記号番号の払出状況等を改めて調査したが、新たな事情は無い上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年12月まで

私は、国民年金には親に勧められて加入し、A市役所の職員に国民年金保険料を遡って納付することができることを教えられたので、全額を遡って納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金には親に勧められて加入し、A市役所の職員に国民年金保険料を遡って納付することができることを教えられたので、20歳からの全期間を遡って納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和51年1月から53年3月までの保険料が同年12月28日に遡って一括で納付されたことが確認でき、このことと申立期間の国民年金保険料の納付とを混同している可能性を否定できない上、申立人は、特例納付により保険料を納付した覚えは無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から11年3月まで

私は、平成9年8月にA拘置所を出所する時、拘置所の職員に国民年金保険料は免除になることを教えられ、元妻と一緒にB市役所に行って、国民健康保険税、市民税と共に国民年金保険料の免除手続を行った。また、出所後は仕事が無く無収入だったので、その期間の保険料も免除されているはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、平成9年7月から10年3月までの期間については、9年8月にA拘置所を出所した後、B市役所において国民年金保険料の免除申請をしたはずであるとしている。しかしながら、申立人は免除申請手続についての具体的な記憶が無く、免除申請手続の状況が不明である上、申立期間のうち、7年7月から9年6月までの期間については、当時の免除申請に係る事務の取扱いでは、同期間を遡って免除申請することはできなかつたと考えられる。

また、申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの期間については、申立人は無職無収入だったので、国民年金保険料は免除されていたはずであるとしているが、C市の改製原戸籍の附票により、申立人は、9年8月27日にB市からD市に転居したことが確認できるものの、同市における免除申請手続の記憶も明確ではなく、免除申請手続の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について、免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受

けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月から同年11月まで

昭和54年12月に、当時勤務していたA株式会社の社会保険の新規適用の手続のためにB社会保険事務所（当時）に行った際、国民年金保険料の未納があるので、当該保険料を納付し、その領収書を持参して、新規適用を申請するように言われた。その指示に従い、C区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料をまとめて納付したので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から60年3月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、保険料は納付することができない期間であったものと考えられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料納付を指示されたとするB社会保険事務所には、資料の保管が無いことから、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から10年7月までの期間、10年11月から11年3月までの期間及び14年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から10年7月まで
② 平成10年11月から11年3月まで
③ 平成14年2月から同年5月まで

申立期間①、②及び③については、母が国民年金の加入手続をして国民年金保険料をA市役所B出張所で納付してくれたが、当該期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人はその母が国民年金の加入手続（再加入手続を含む。）を行い、国民年金保険料をA市役所B出張所において納付してくれたと申述しているが、申立人の母は当該期間の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、A市の作成した国民年金保険料検認リストによると、申立期間①、②及び③（国民年金保険料の収納事務が国に移管された平成14年4月以降を除く。）に係る申立人の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入金等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①、②及び③において記録漏れや記録誤りの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から14年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年9月から14年3月まで
申立期間については、学生納付特例期間とされているが、祖母が当該期間の国民年金保険料を納付しているため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録から、学生納付特例制度による国民年金保険料の納付猶予期間であることが確認でき、その祖母は、申立期間の国民年金保険料を銀行において納付したとしている。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の追納に直接関与しておらず、これを行ったとするその祖母は追納の申込みを行った記憶が無く、A市役所では国民年金保険料追納申込書を受け付けていなかったとしている上、オンライン記録においても追納の申込みの記録を確認することができない。

また、申立人のオンライン記録では、平成14年6月から同年12月までの7か月分の国民年金保険料を15年3月3日、同年1月から同年3月までの3か月分の保険料を同年5月20日、同年4月及び同年5月の2か月分の保険料を同年5月22日にそれぞれまとめて納付した記録が確認されることから、その祖母は、このことと申立期間の保険料を追納したこととを混同している可能性も否定できない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 3 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

A 株式会社にて昭和 53 年 1 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は昭和 53 年 1 月 1 日から A 株式会社にて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 株式会社に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿では、昭和 53 年 2 月 1 日に同社は厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前に被保険者となっている者は確認できない上、A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人と同時期に株式会社 B から A 株式会社へ異動した同僚 3 人の A 株式会社における資格取得日も同日となっている。

申立期間②について、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は平成 3 年 3 月 31 日まで A 株式会社にて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、商業登記簿謄本では、A 株式会社は平成 8 年 12 月に清算終了しており、清算時の事業主は、申立てに係る関連資料は保存しておらず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用については不明としている。

また、申立人が挙げた同時期に退職したとする同僚も申立人と同様に雇

用保険の被保険者資格喪失日は平成3年3月31日であるが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年3月30日となっている。

申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、同僚照会において回答のあった7人の同僚及び清算時の事業主は、申立人の当該期間に係る保険料控除については不明としている。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月頃から 27 年 7 月頃まで
学校を卒業してから、同僚の紹介でA有限会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。同僚は、同社に勤務していた期間の厚生年金保険を受給していると話している。同社で同僚と同じように働いていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA有限会社に勤務していたことはうかがえるが、申立事業所は、昭和 56 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、当時の状況は不明である。

また、申立期間に申立事業所に勤務していた同僚 7 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうち 2 人の供述によれば、当該事業所において厚生年金保険に加入したのは、入社後 6 か月又は 1 年 5 か月後としていることから、申立事業所では、入社後一定期間、社員を厚生年金保険に加入させない取扱いであったものと推認される。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間において被保険者資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

A株式会社（現在は、株式会社B）の給与は毎年昇給していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額が、それぞれ直前の期間よりも低額と記録されていることに納得がいかないため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社における標準報酬月額が、13万4,000円から11万円に下がっていることに納得がいかないと主張しているが、申立人と同時期に入社し、昭和48年度の標準報酬月額の定時決定が行われた68人のうち、従前からの最高等級のままとされている30人を除き、申立人を含めた38人の標準報酬月額が、従前から減額されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた8人は、A株式会社では、年4回支給されていたC賃金（以下「賞与」という。）が、昭和40年代に年3回に変更されたと供述しているところ、D団体E支部（当時）の機関紙において、48年9月の賞与が廃止されて、支給回数が年3回に変更された旨の記事が掲載されていることが確認できる。

一方、申立期間当時は、賞与、C賃金等の名称は異なっても同一性質を有すると認められるものが、年間を通じて4回以上支給される場合は、報酬に該当すると定められていることから、A株式会社の賞与は、従前は年4回支給されていたために標準報酬月額算定の対象に含まれてい

たところ、昭和48年度から年3回支給に変更されたため、賞与が各月の報酬に算入されないこととなり、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が減額されたものと推認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細表により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額（30万円）が、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 13 日から 44 年 9 月 20 日まで
② 昭和 45 年 3 月 20 日から 48 年 11 月 3 日まで

現在、A所（現在は、B所）とC所（現在は、D所）における厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金を受け取ったという記録になっている。

脱退手当金裁定請求書には、A所とC所の記載はあるが、E所の期間が記載されていないということだが、私が記載していなくても社会保険事務所（当時）がE所の被保険者期間を探して支給すべきなのに、E所の被保険者期間を脱退手当金として支給していないことはおかしいし、出産のため、昭和 48 年 7 月 20 日にC所を退職したはずなのに、同所の被保険者資格喪失日が同年 11 月 3 日となっていることもおかしいと思う。

これらの理由から、私は脱退手当金を受給していないと思うので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として日本年金機構F事務センターから提出された厚生年金保険脱退手当金裁定請求書には、申立人が現在も居住している住所の旧番地及び現在の申立人宅の電話番号の記載が確認できる上、申立人は、出産のためC所を昭和 48 年 7 月 20 日に退職したとして、同請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には「C所」、「最後に厚生年金保険をやめた日」欄には「昭和 48 年 7 月 20 日」（申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では同年 11 月 3 日と記録されている。）との記載が確認できるこ

とを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金計算書の脱退手当金支給金額欄に記載されている金額に計算上の誤りは無く一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間前の約4年間の厚生年金保険被保険者期間（G所）については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者手帳記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間前の被保険者期間（E所）が脱退手当金として支給されていないのは不自然であるとしているが、i）申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険脱退手当金裁定請求書は、申立期間のみが記載され、ii）申立期間とE所の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は別番号で管理されており、iii）E所の被保険者期間は、脱退手当金の裁定庁（H社会保険事務所（当時））とは別の社会保険事務所（I社会保険事務所（当時））の管轄事業所であることが確認できることから、当該未請求の被保険者期間があることをもって不自然な事務処理であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 8 年 8 月 31 日まで

A株式会社の代表取締役として勤務したが、当時、事業所の業績が悪化し厚生年金保険料の滞納が生じたことから、社会保険事務所（当時）において納付方法を相談して分割納付の了解を取り付け、分割で完納したのに、申立期間について標準報酬月額が引き下げられているので、本来の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 6 年 9 月及び同年 10 月は 53 万円、同年 11 月から 8 年 7 月までは 59 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後の同年 9 月 25 日付けで、遡って 6 年 9 月から 8 年 6 月までは 9 万 8,000 円に、同年 7 月は 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿から、申立人が当該事業所の代表取締役であり、申立人の妻が取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年 12 月頃から、事業所の業績が悪化し厚生年金保険料半年分くらいの滞納が生じたことから、その処理のために社会保険事務所において納付方法について相談し、分割納付の了解を取り付け、分割で完納した。また、分割で完納した記憶もあるが、滞納分の厚生年金保険料を小切手で支払ったものの、その小切手が不渡りになった記憶もある。」と供述しているが、これらの事実を確認できる資料が無い。

さらに、申立人は、社会保険事務所に対し、滞納保険料について相談したとしており、申立人のみ減額訂正されていることから、申立期間に係る

平成8年9月25日付けの処理に関しては、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

このほか、申立人は、「事業所の社会保険事務手を依頼していた社会保険労務士については忘れてしまった。社員には聞き取り調査をしないでほしい。」と強く希望していることから、当該訂正処理の経緯について確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 5 日から同年 9 月 22 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 5 月 20 日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給したのは、有限会社 A に勤務していた 5 年間についてだけで、これ以前に勤務した B 所と株式会社 C の期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 2 月 5 日が支給決定日である脱退手当金を受給したことを認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより同日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含む支給日前の全ての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然な点はない。

また、申立期間と申立人が脱退手当金の受給を認めている期間の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、同一番号で管理されている上、記録上の支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6950 (事案 603 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 37 年 2 月 28 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
平成 21 年 2 月 6 日付けで、20 年 1 月に行った申立てについての回答をいただいたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間について昭和 43 年 12 月 20 日に脱退手当金として支払われたとする記録について、受領した覚えが無いにもかかわらず、訂正してもらえなかったのは納得がいかないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の事業所別被保険者名簿において脱退手当金を支給した表示が確認できること、脱退手当金の支給金額に誤りが無いこと、支給決定日が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後であることなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務手続に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料を提出することなく、「脱退手当金を受領した覚えが無いにもかかわらず、記録を訂正してもらえなかったのは納得がいかない。」として再申立てをしているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)

に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面は現存していない。このため、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、昭和 41 年夏頃に株式会社 A の工場が閉鎖になった後も当該事業所において従業員であった者は申立人及び同僚一人の合計二人であったことが認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険被保険者証を交付されたことは記憶に無いと申し立てしているところ、株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該二人に厚生年金保険被保険者証が同年 7 月 21 日の同日に再交付されたとする記録が認められる上、脱退手当金が支給されたとする「脱」の表示が記録されており、申立人の同僚が「脱退手当金を振込みでもらったような気がする。」と述べていることを踏まえると、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在している一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6951（事案 2900 及び 5484 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 7 日から 51 年 7 月 7 日まで
昭和 48 年 7 月 7 日に株式会社AにB職として入社したが、厚生年金保険が未加入となっている。オンライン記録で被保険者資格の取得日となっている 51 年 7 月 7 日は、株式会社CのD所へ異動した日であるので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険の被保険者資格取得日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 15 日及び 23 年 5 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再度申立期間についての申立てを受けたものの、新たな資料は無い上、当時の事業主に再度照会したが回答を得ることができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6953 (事案 3755 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から43年3月1日まで
② 昭和44年2月1日から48年9月1日まで

前回の申立てでは、申立期間について記録の訂正が認められなかったが、A社B所(名称変更後は、同社C支社)には、途中1か月間の休職はあったものの昭和39年6月から退職まで継続して勤務していた。営業成績により職員待遇となり、その待遇から落ちないように頑張ってきたので、前回の決定には納得できない。申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、i) 申立人と同様に被保険者期間に空白期間がある同僚から、「営業成績により正社員となり、正社員は厚生年金保険に加入できた。」旨の供述があったこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、資格喪失と再取得を繰り返す従業員が多数存在していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所においては、D員の厚生年金保険の加入については、必ずしも入社してから退職まで継続して加入させる取扱いではなかったと考えられること、iii) 被保険者名簿によると、申立人の再取得時(昭和43年3月1日、48年9月1日)の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は新たに払い出された番号であることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

る。

今回、オンライン記録により、A社B所（以下「E所」という。）は、昭和46年7月8日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同日付けで同社F支社（以下「G支社」という。）として適用事業所となっていることが確認できたことから、同社E所及びG支社において、支社長、総務課長及び係長であった者に照会したところ、複数の者が、「D員の社会保険加入については、営業成績の査定により行っていた。」と回答し、そのうちの一人は、「3か月間の営業成績の査定結果により3か月間の社会保険加入とし、その都度、被保険者資格取得及び喪失の届出を行い、保険料の調整を繰り返していた。」旨を回答している。

また、E所及びG支社に係る被保険者名簿で両事業所に被保険者期間が確認できる同僚24人に照会したところ、回答のあった7人のうち3人は、「申立人に記憶は無い。社会保険加入については一定の条件があった。営業成績により社会保険に加入し保険料が控除された。」旨を回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚11人のうち、5人については、E所及びG支社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人が退職時まで自分の所属部署のリーダーだったと申述している者は、申立期間②の当該事業所における当該被保険者記録は一部分のみであることが確認できる。

加えて、申立人は、「営業成績の査定により職員待遇となり、固定給が変わるので職員待遇から落ちないように頑張っていた。」と申述しているところ、オンライン記録により、当該被保険者記録が長期間継続している者の標準報酬月額は、申立人が説明している自身の給与月額（2万2,000円から2万5,000円くらい）より高額（2倍から4倍）であることが確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで
申立期間に、有限会社Aから関連会社の株式会社Bに転勤した。勤務も社会保険も途切れることなく継続する旨の説明を受けたが、年金事務所の記録では、空白期間ができています。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 60 年 10 月 8 日から 61 年 12 月 13 日までは有限会社Aに、同年 12 月 14 日から 62 年 8 月 20 日までは株式会社Bに勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚も、申立人が申立期間に退職したような事実は無く、株式会社Bにおける勤務は継続していた旨の供述をしている。

しかしながら、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 62 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない上、有限会社A及び株式会社Bに係る複数の関係者は、当該二つの事業所は別法人で、別々に経理業務を行っており、申立人の申立期間に係る保険料控除については不明、又は控除していない可能性がある旨の回答をしている。

また、有限会社A及び株式会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは照会の回答が得られない、又は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

さらに、当時の同僚 40 人に照会したが、申立期間に係る給与明細書を保管している者は現在までに見当たらず、申立人の申立期間における厚生

年金保険料の給与からの控除を確認できない。

加えて、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和 61 年 12 月 31 日に有限会社 A に係る厚生年金保険の被保険者資格を一旦喪失し、62 年 1 月 1 日に株式会社 B に係る同資格を再び取得している同僚が 15 人確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
② 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 10 月 10 日まで
年金事務所の記録では、有限会社A（現在は、株式会社B）での被保険者資格取得日が昭和 44 年 2 月 1 日と記録されているが、実際は 40 年 8 月から勤務していた。正しい取得日の記録に訂正してほしい。
また、昭和 47 年 7 月に退社するまで同事業所に継続して勤務していたが、46 年 5 月 1 日から同年 10 月 10 日までの 5 か月間の記録が抜けている。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述により申立人が有限会社Aに勤務していたことがわかる。

しかしながら、事業主は、「資料が保管されていないため、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかは不明である。保険料控除及び社会保険の適用等についても同様である。」と回答している。

また、有限会社Aと顧問契約を結んでいた税理士は「昭和 49 年に開業した際に、有限会社Aと顧問契約を結んだ。付随する業務として社会保険を担当し、契約期間以前の資料も引き継いだと思われるが、当時の資料は保管していないので詳細は不明である。」と回答しており、社会保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、複数の同僚は「社会保険の加入は社長が決めていたと記憶している。」と供述しているところ、そのうちの1人は、「本人が希望した場合は、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことを覚えている。そ

の取扱いについては個別に社長が判断していた。」と供述していることから、当該事業所においては厚生年金保険の加入について、必ずしも全員が同じ取扱いではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、有限会社Aにおける申立人の雇用保険の記録は無い上、連絡可能な同僚6人のうち3人から回答が得られたものの、申立人の勤務実態を確認できない。

また、上記回答があった同僚3人のうちの1人は「時期は、はっきりしないが、申立人が一度退職したことを覚えている。」と供述している。

さらに、申立人と同じく申立期間前後に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後再取得している同僚が3人いるところ、そのうちの2人は、資格喪失後に同事業所で再取得するまでのほとんどの期間について、他事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、ほかの1人は、そのほとんどの期間について国民年金の保険料納付済期間として記録されており、不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人は申立期間①及び②について、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。